

平成19年3月27日

規則第21号

## 熊本県後期高齢者医療広域連合職員の任用に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)の規定に基づき、熊本県後期高齢者医療広域連合(以下「広域連合」という。)の職員の任用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 採用 現に職員(臨時的に任用された職員を除く。以下同じ。)でない者を職員の職(以下「職」という。)に任用することをいう。
- (2) 昇任 職員を現に有する職より上位の職に任用することをいう。
- (3) 降任 職員を現に有する職より下位の職に任用することをいう。
- (4) 転任 職員を昇任及び降任以外の方法で他の職に任用することをいう。
- (5) 併任 職員をその職を保有させたまま他の職に任用することをいう。

(任用の一般的基準)

第3条 職に欠員が生じた場合には、任命権者は、採用、昇任、降任、転任又は併任のいずれかの方法により、職員を任用するものとする。

第4条 任命権者を異にする職に職員を任用する場合には、当該職員が現に任用されている職の任命権者の同意がなければならない。

(競争試験による採用又は昇任)

第5条 職員の採用又は昇任は、第10条から第12条までの規定により、選考によることが認められている場合を除き、競争試験(以下「試験」という。)によるものとする。

2 試験によって職員を任用する場合は、任用候補者名簿(以下「名簿」という。)のうちから行わなければならない。

(試験対象職の区分)

第6条 試験は、職務と職責が類似している職の区分に応じて行うものとする。

(試験の方法)

第7条 試験は、次に掲げる方法のうち2以上をあわせて行うものとする。

- (1) 筆記試験
- (2) 口述試験
- (3) 身体検査
- (4) 経歴評定
- (5) 人事評価
- (6) その他能力の判定に必要と思われる方法

(試験の告知)

第8条 採用試験の告知は、公告その他適切な方法により行うものとする。

2 前項の告知の内容は、次に掲げる事項とする。

- (1) 試験区分及び職種
- (2) 試験の対象となる職の概要及び給与
- (3) 受験資格
- (4) 試験の期日及び場所
- (5) 受験手続
- (6) その他必要な事項

3 昇任試験の告知は、受験資格を有するすべての職員に必要な事項を周知させるため、あらかじめ通知その他の適切な方法により行うものとし、その内容は、前項に準じてその都度定める。

(受験の資格要件)

第9条 受験の資格要件は、試験区分及び職種に応じて、受験者として必要な最低の経歴、学歴、免許等その職務遂行に欠くことのできない最小限度の客観的かつ画一的な要件を定めるものとする。

(選考により採用する職)

第10条 次に掲げる職への採用は、それぞれ選考により行うことができる。

- (1) 役付職員の職（事務局長、事務局次長、課長、主査その他これらに相当する職をいう。以下同じ。）
- (2) 国又は他の地方公共団体の職員である者を引き続いて広域連合の職員に採用す

る場合の職

- (3) 国又は他の地方公共団体の試験又は選考に合格した者をもって補充しようとする職で、当該試験又は選考に係る職と同等以下と任命権者が認めるもの
- (4) かつて職員であった者をもって補充しようとする職で、その者がかつて任用されていた職と同等以下と任命権者が認めるもの
- (5) 試験を行っても十分な競争者が得られないと任命権者が認める職又は職務と責任の特殊性により、職務の遂行能力について、職員の順位の判定が困難であると任命権者が認める職
- (6) 前各号に規定するもののほか、任命権者が選考によることが適当であると認める職  
(選考により昇任させる職)

第 11 条 次の各号のいずれかに該当する職への昇任は、選考によることができる。

- (1) 役付職員の職
- (2) 昇任しようとする職員が、かつて任用されていた職と同等以下と広域連合長が認める職
- (3) 試験を行っても十分な競争者が得られないと任命権者が認める職又は職務と責任の特殊性により、職務の遂行能力について、職員の順位の判定が困難であると広域連合長が認める職
- (4) 前 3 号に規定するもののほか、任命権者が選考によることが適当であると認める職  
(選考の基準)

第 12 条 選考の基準は、職の種類及び内容に応じて、必要な経歴、学歴又は知識若しくは技能を有し、かつ、別に定める免許その他必要とされる資格を有することとし、昇任の場合にあっては、更に人事評価が良好であることを含むものとする。

2 前項に定める基準の内容は、別に定める。

(名簿の種類)

第 13 条 名簿の種類は、採用試験の結果に基づいて作成される採用候補者名簿及び昇任試験の結果に基づいて作成される昇任候補者名簿とする。

(名簿の作成)

第 14 条 名簿は、試験の行われた職の区分に応じ作成する。ただし、必要があると

認めるときは、当該区分について、更に職務の内容別に細分して作成することができる。

(名簿の統合)

第 15 条 名簿の失効前に、当該名簿の対象となっている職について、新たに名簿が作成された場合においては、新旧両名簿を統合した名簿を作成することができる。

2 統合して作成される名簿には、それぞれの試験における得点順に記載するものとし、新旧両名簿ともに記載されている任用候補者については、そのいずれか高い方の得点による。

(任用候補者の削除)

第 16 条 任用候補者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、これを名簿から削除するものとする。

(1) 当該名簿から任用された場合

(2) 受験資格を欠いていることが明らかとなった場合

(3) 当該受験の申込み又は当該試験において、虚偽若しくは不正の行為をし、又はしようとしたことが明らかとなった場合

(4) 昇任候補者名簿については、職責としての地位を失った場合

(5) 任用に関する照会に期限内に応答がない場合

(6) 任用を辞退した場合

(7) 心身の故障のため、当該名簿の対象となる職の職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかになった場合

(任用候補者の復活)

第 17 条 前条第 5 号について、任命権者が正当な事由により、当該照会に応答が遅延したものと認めた場合は、名簿から削除された者を当該名簿に復活することができる。

(名簿の訂正)

第 18 条 名簿に記載された事項について、任用候補者の氏名の変更その他名簿の記載事項について異動があった場合又は事務上の誤りがあった場合においては、速やかに名簿を訂正するものとする。

(名簿の失効)

第 19 条 名簿は、その確定後 1 年以上を経過した場合及び任用候補者がなくなった

場合又は第15条の規定により統合された場合は、失効するものとする。

(任用の辞退)

第20条 任用通知を受けた任用候補者が、当該任用を辞退しようとするときは、その通知を受けた日から10日以内に辞退の事由を記した書面で任命権者に届け出なければならない。

2 任命権者が前項の辞退の届を受理したときは、第17条第7号の規定により、名簿から当該任用候補者を削除しなければならない。

(任用辞退に基づく削除の延期)

第21条 任用の辞退の事由が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、前条の規定にかかわらず、辞退の事由がやむまで名簿からの削除を延期することができる。

(1) 医師の証明がある疾病又は負傷の場合

(2) 任用されるべき職の職務に明らかに関係があり、かつ、その職務の遂行に有益な研修又は教育を受けている場合

(3) その他正当な理由がある場合

(併任ができる場合等)

第22条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、併任を行うことができる。

(1) 法令の規定により、併任が認められている場合

(2) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第202条の3に規定する附属機関の非常勤の職又はこれらに準ずる非常勤の職に併任する場合

(3) 併任の期間が3箇月以内の場合

(4) 前3号に規定するもののほか、併任によって当該職員の職務遂行に著しい支障がないと認められる場合

2 第4条の規定は、前項の併任について準用する。

(併任の解除及び終了)

第23条 任命権者は、併任を必要とする事由が消滅した場合においては、速やかに当該併任を解除しなければならない。

2 次の各号のいずれかに該当する場合においては、併任は終了するものとする。

(1) 任期が限られている場合において、その任期が満了した場合

(2) 任用されている職が廃止された場合

(3) 職員が休職又は停職にされた場合

(4) 職員が離職した場合

(条件附採用期間の延長)

第 24 条 任命権者は、条件附採用期間中の職員が条件附採用期間の開始後 6 月間において、実際に勤務した日数が 90 日に満たない場合は、その日数が 90 日に達するまで条件附採用期間を延長するものとする。ただし、条件附採用の期間の開始後 1 年を超えることとなる場合においては、この限りでない。

(非常勤職員の任用)

第 25 条 非常勤職員の任用は、任命権者が業務の必要により原則として選考により採用するものとする。

2 前条に規定するもののほか、非常勤職員の任用について必要な事項は、広域連合長が定める。

(臨時的任用)

第 26 条 任命権者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、法第 22 条第 5 項又は地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項の規定により、現に職員でない者を臨時的に任用することができる。

(1) 災害その他重大な事故のため、当該職に採用、昇任、転任又は降任の方法により、職員を任命するまでの間欠員にして置くことができない緊急の場合

(2) 当該職が臨時的任用を行う日から 1 年に満たない期間内に廃止されることが予想される臨時のものである場合

(3) 職員が育児休業をする期間について、当該職員の業務を処理することが困難であると認める場合

(4) その他任命権者が必要と認める場合

(臨時的任用の期間)

第 27 条 臨時的任用の期間は、その任用を行った日から 6 か月を超えることができない。ただし、任命権者が特に必要があると認める場合は、6 か月を超えない期間で更新することができるが、再度更新することはできない。

2 前項の規定にかかわらず、前条第 3 号に該当する場合における臨時的任用の期間は、1 年を超えない範囲で任命権者が定める期間とする。

(任用行為)

第 28 条 任命権者は、この規則に基づき任用を行うときは、辞令書(別記様式)を交付して行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合には、前項の規定にかかわらず、辞令書に代わる文書の交付その他適当な方法をもって辞令書の交付に替えることができる。

(1) 非常勤の職に職員を採用し、転任させ、又は併任し、若しくはその併任を解除した場合

(2) 法令の改廃による組織の変更等に伴い職員を転任させた場合

(3) その他特に任命権者が認めた場合

(人事記録)

第 29 条 任命権者は、職員の任用その他人事に役立てるため、人事記録を作成し、保管するものとする。

(委任)

第 30 条 この規則の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 30 日規則第 2 号)

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

# 辞 令

氏 名

年 月 日

熊本県後期高齢者医療広域連合

広域連合長